

三監告示第 5 号

財政援助団体監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づいて行った財政援助団体監査について、同条第 9 項の規定に基づき監査の結果を次のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 27 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 森 山 昭

記

- | | | |
|-----|-----------|---|
| 第 1 | 監査の概要 | 「平成 30 年度 財政援助団体監査報告書（三条市社会福祉協議会補助金ほか 1 事業）」のとお |
| 第 2 | 財政援助団体の概要 | 同 上 |
| 第 3 | 監査の結果 | 同 上 |
| 第 4 | ま と め | 同 上 |

平成30年度 財政援助団体監査報告書
(三条市社会福祉協議会補助金ほか 1 事業)

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等を交付している団体等に対し、その補助金等が目的に沿い適正かつ効率的に執行されているか、また、その補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査するものである。

2 監査の対象

対象事業※	対象団体	所管課
三条市社会福祉協議会補助金	社会福祉法人三条市社会福祉協議会	福祉保健部 福祉課
下田郷魅力発信協議会補助金	下田郷魅力発信協議会	経済部 営業戦略室

※平成29年度及び平成30年度の当該補助事業の執行状況の監査

3 監査期間 平成31年1月15日から同年3月27日まで

4 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
森 山 昭

5 監査の方法

監査の対象に示した財政援助団体及び当該補助金を所管する課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

第2 財政援助団体の概要

1 社会福祉法人三条市社会福祉協議会

- (1) 対象事業 三条市社会福祉協議会補助金
 社会福祉法人三条市社会福祉協議会が取り組む事業に平成29年度は40,046千円を補助金として交付し、平成30年度は39,127千円の補助金交付の決定を行っている。

表1 団体の概要

団体名及び代表者	社会福祉法人三条市社会福祉協議会 会長 上石 貞夫
所在地	三条市東本成寺2番1号
設立年月日	平成17年4月1日
基本財産額	5,200,000円
設立目的	三条市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 福祉サービス利用援助事業 (8) 三条市総合福祉センターの経営 (9) 居宅介護支援事業の経営 (10) 居宅介護等事業の経営 (11) 介護保険法に基づく第1号訪問事業の経営 (12) 老人デイサービス事業の経営 (13) 介護保険法に基づく第1号通所事業の経営 (14) 障害福祉サービス事業の経営 (15) 移動支援事業の経営 (16) 地域包括支援センター (17) 生活福祉資金貸付事業 (18) 成年後見制度に関する事業 (19) その他この法人の目的達成のために必要な事業

組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・役員 16 人：理事長 1 人、副理事長 2 人、理事 11 人、監事 2 人 ・職員 98 人：事務局長 1 人、事務局職員 21 人 (事務局 21 人内訳) 次長 1 人、介護センター長 1 人、係長 3 人 主任 2 人、主事 6 人、臨時職員 5 人、パート 3 人 (介護センター76 人内訳) 主任 6 人、介護支援専門員 5 人、訪問介護員 1 人、 通所介護員 12 人、看護師 5 人、臨時職員 6 人、 パート 10 人、登録訪問介護員 31 人
-----	--

表 2 収支状況

(収 入)

(単位：円)

項 目	平成29年度			平成30年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
寄附金収入	1,000	1,546,594	1,545,594	1,000
市補助金収入	40,046,000	40,046,000	0	39,127,000
事業収入	73,000	65,074	△7,926	73,000
受取利息配当金収入	31,000	14,509	△16,491	16,000
その他の収入	1,000	129,000	128,000	1,000
基金積立資産取崩収入	4,087,000	13,598,898	9,511,898	9,796,000
長期貸付金回収収入	0	348,430	348,430	0
繰入金収入	9,633,000	53,354,966	43,721,966	24,108,000
繰越金	38,396,000	83,212,337	44,816,337	51,260,000
合 計	92,268,000	192,315,808	100,047,808	124,382,000

(支 出)

(単位：円)

項 目	平成29年度			平成30年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
人件費支出	51,010,000	46,330,896	△4,679,104	61,071,000
事務・事業費支出	9,381,000	8,781,303	△599,697	9,863,000
負担金支出	29,000	13,000	△16,000	20,000
積立預金積立支出	0	1,975,919	1,975,919	0
長期貸付金支出	0	9,422,676	9,422,676	0
繰入金支出	28,146,000	67,597,899	39,451,899	49,125,000
その他の活動による支出	3,702,000	2,673,720	△1,028,280	4,303,000
合 計	92,268,000	136,795,413	44,527,413	124,382,000

(収 入) 192,315,808円－(支 出) 136,795,413円 = 55,520,395円

※ 予算額と決算額の差異について

収入決算額増の主な理由として、寄附金収入(1,546千円増)は、寄附金の増額によるもの。基金積立資産取崩収入(9,512千円増)は、除雪援助事業の助成金及びデイサービスセンターさんじょう社協の資金不足分を補填するために、社会福祉基金を取り崩したことによるもの(法人内部取引)など。繰入金収入(43,722千円増)は、「社協事業及び運

営体制見直し計画(H30年2月策定)」により、栄支所と下田支所を廃止することとしたため、会計区分を閉鎖し三条支所に繰り入れたことによるもの(法人内部取引)。なお、繰越金は、当初予算で収支同額予算とするため38,396千円としたが、決算額で44,816千円増となった。

支出決算額増の主な理由として、積立預金積立支出(1,976千円増)は、寄附金等の社会福祉基金への積立。長期貸付金支出(9,423千円増)は、予定を上回る除雪援助事業助成金及びデイサービスセンターさんじょう社協の資金不足分を補填するための当該会計への繰入金。繰入金支出(39,452千円増)は、栄支所と下田支所から資金残高を三条支所へ繰り出したことによる支出増である(法人内部取引)。

上記理由による決算額の増加であり、補助金の使途である人件費に係る事業に変更はない。

(2) 補助対象経費の状況

平成29年度に市が補助金を交付した40,046千円は、補助対象経費に充当され、その内訳は表3のとおりである。また、平成30年度交付決定額39,127千円に対する補助対象予定経費は、表4のとおりである。

表3 補助対象経費の状況 (単位：円)

区 分	平成29年度			
	予算額	決算額		
		合 計	補助対象 経 費	補助対象外 経 費
人件費支出	51,010,000	46,330,896	46,330,896	0
事務・事業費支出	9,381,000	8,781,303	8,781,303	0
負担金支出	29,000	13,000	13,000	0
積立預金積立支出	0	1,975,919	1,975,919	0
長期貸付金支出	0	9,422,676	9,422,676	0
繰入金支出	28,146,000	67,597,899	67,597,899	0
その他の活動による支出	3,702,000	2,673,720	2,673,720	0
合 計	92,268,000	136,795,413	136,795,413	0

表4 補助対象予定経費の状況 (単位：円)

区 分	平成30年度予算額		
	合 計	補助対象 予定経費	補助対象外 予 定 経 費
人件費支出	61,071,000	61,071,000	0
事務・事業費支出	9,863,000	9,863,000	0
負担金支出	20,000	20,000	0
繰入金支出	49,125,000	49,125,000	0
その他の活動による支出	4,303,000	4,303,000	0
合 計	124,382,000	124,382,000	0

2 下田郷魅力発信協議会

(1) 対象事業 下田郷魅力発信協議会補助金

下田郷魅力発信協議会が取り組む事業に平成29年度は889,980円を補助金として交付し、平成30年度は1,000千円の補助金交付の決定を行っている。

表1 団体の概要

団体名及び代表者	下田郷魅力発信協議会 会長 佐野 誠五
所在地	三条市庭月451番地1 (株式会社下田郷開発 観光開発事業部)
設立年月日	平成25年6月14日
基本財産額	—
設立目的	下田地域の魅力ある自然や観光資源、文化、産業などを有機的に結び、観光振興及び下田地域への交流人口の拡大に繋げる事業の企画・運営を行い、効果的な情報発信を実施することにより、下田地域の経済活性化を図ることを目的とする。
事業内容	<p>下田地域への交流人口の拡大に向けた着地型観光プログラムの企画・運営及び効果的な情報発信の実施</p> <p>【主な実施事業】</p> <p>(1) しただ郷うきうきフェスタの企画・運営及びパンフレットの発行 市内公共施設、飲食店、県内の道の駅、日帰り温泉等に配布 平成29年度 春夏号 5月 10,000部、秋冬号 9月 13,000部 平成30年度 春夏号 5月 10,000部、秋冬号 9月 10,000部</p> <p>(2) 吉ヶ平自然体感の郷を活用したトレッキング事業 下田郷の豊かな自然と歴史ロマンが実感できるトレッキング体験等を実施 平成29年度 吉ヶ平周辺のトレッキング 開催日 11月3日 参加者数 17人 平成30年度 戊辰150年三条市内史跡を巡る旅 開催日 11月11日 参加者数 15人</p> <p>(3) 鮭×酒祭り (しただ郷五十嵐川鮭まつり) 五十嵐川へ遡上する鮭を下田郷の大きな魅力と位置づけ、鮭のつかみ取りや鮭汁、日本酒「五十嵐川」の販売を行うイベントを実施 平成29年度 開催日 11月19日 参加者数 1,067人 平成30年度 開催日 11月18日 参加者数 2,500人</p> <p>(4) しただ郷 雪と光のページェント (場所 いい湯らてい前庭) かまくらや雪だるまを作り、イルミネーションを点灯 平成29年度 平成29年11月～平成30年1月 平成30年度 平成30年12月～平成31年1月上旬</p>
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・委員 17人 (うち役員 会長1人、副会長2人、監査役2人) ・事務局 5人 (事務局長1人、事務局職員4人)

表2 収支状況

(収 入)

(単位：円)

項 目	平成29年度			平成30年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
補助金	1,000,000	889,980	△ 110,020	1,000,000
負担金 (三条市観光協会)	150,000	150,000	0	150,000
事業所 (広告料)	30,000	40,000	10,000	30,000
繰越金	37,978	37,978	0	110,020
利息	—	4	4	—
参加料	—	17,000	17,000	—
合 計	1,217,978	1,134,962	△ 83,016	1,290,020

(支 出)

(単位：円)

項 目	平成29年度			平成30年度	
	予算額	決算額	決算－予算	予算額	
事業費	1,150,000	1,123,896	△ 26,104	1,150,000	
内 訳	うきうきフェスタパンフレット	500,000	498,528	△ 1,472	500,000
	吉ヶ平トレッキング体験	200,000	176,000	△ 24,000	200,000
	鮭×酒祭り	250,000	250,000	0	250,000
	雪と光のページェント	200,000	199,368	△ 632	200,000
事務費	67,978	11,066	△ 56,912	140,020	
合 計	1,217,978	1,134,962	△ 83,016	1,290,020	

(収 入) 1,134,962円 - (支 出) 1,134,962円 = 0円

(2) 補助対象経費の状況

平成29年度に市が補助金を交付した889,980円は、補助対象経費に充当され、その内訳は表3のとおりである。また、平成30年度交付決定額1,000千円に対する補助対象予定経費は、表4のとおりである。

表3 補助対象経費の状況

(単位：円)

区 分	平成29年度			
	予算額	決算額		
		合 計	補助対象 経 費	補助対象外 経 費
事業費	1,150,000	1,123,896	1,123,896	0
事務費	67,978	11,066	11,066	0
合 計	1,217,978	1,134,962	1,134,962	0

表4 補助対象予定経費の状況

(単位：円)

区 分	平成30年度予算額		
	合 計	補助対象 予定経費	補助対象外 予定経費
事業費	1,150,000	1,150,000	0
事務費	140,020	140,020	0
合 計	1,290,020	1,290,020	0

第3 監査の結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善又は検討を要する事項が見受けられたので、団体別及び着眼点別に記述する。

1 社会福祉法人三条市社会福祉協議会

(1) 所管課関係

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。

三条市社会福祉協議会補助金交付要領を制定しているが、補助金交付申請手続きにおいて、三条市社会福祉法人の助成に関する条例に規定された理由書を添付していない。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

条例に規定された理由書の添付がなく、補助金交付申請において手続上の不備がある。しかしながら、三条市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的な担い手として、各種の福祉事業を通じて福祉サービスの充実強化に努めており、公益上の必要性は十分認められる。

ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。

補助金交付決定通知書に必要事項が明確に記載されている。

エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

適正である。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

適切に行われている。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

条例に規定された理由書を添付せずに提出された申請書を、所管課はそのまま受理している。申請書受付の際に添付書類の確認を行い、適切に指導する必要がある。

キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

公益性及び事業効果が認められることから、統合及び廃止等の見直しをする必要はない。

(2) 対象団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

適正である。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

前述の(1)所管課関係アのとおり、条例に規定された理由書を添付していない。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

適正に実施されている。

- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
適正に実施されている。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
適正に実施されている。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
確立されている。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。補助金の収支は、実績報告書により適正と認められ、返還金はなかった。

2 下田郷魅力発信協議会

(1) 所管課関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
三条市補助金等交付規則に準じているが、補助金交付要綱等を制定していない。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
補助金の交付目的は、ただ郷の魅力ある自然や観光資源、文化、産業などを有機的に結び、観光振興及び下田地域への交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ることである。補助対象事業は、下田地域の地域づくり団体や各施設がメンバーとなる協議会が、相互に連携しながら下田地域への交流人口の拡大に向けた着地型観光プログラムの企画・運営及び効果的な情報発信を実施することとしており、公益上の必要性は十分である。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
補助金交付決定通知書に必要事項が明確に記載されている。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
適正である。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
実績報告書の供覧及び三条市補助金等交付規則第13条に定める補助金等確定通知書の作成を失念していた。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
補助金交付団体から提出された補助金交付申請書及び実績報告書の記入誤りがあったが、確認及び指導・助言をしておらず、不適切であった。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
下田地域の活性化を図るため、関係組織等と連携し様々な事業を実施してきたが、少しマンネリ化してきたこともあり、また、平成31年度が初年度となる三条市総合計画の後期実施計画において、アウトドアやアクティビティなどの情報発信に取り組むこととしており、それらを加え、より効果的で実効性のある企画検討や運営を図るために新たな組織を設立することとし、平成30年度で発展的解消をすることとなった。

(2) 対象団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

補助金交付申請書及び実績報告書の予算額及び決算額等が、予算書及び決算書と相違しているなどの記入誤りが見受けられた。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

補助金交付決定後、速やかに補助金の前金払請求をしなかったため、資金が不足し、事業費等の支払に遅延があった。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

適正に行われている。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

領収書控のつづられていないものや広告料収入を現金出納簿に都度記帳せず、まとめて記帳するなど、一部不適切な出納事務があった。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

前述の(2)対象団体関係イのとおり、補助金交付決定後、速やかに補助金の前金払請求をしなかったため、支払遅延があった。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

確立されている。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

補助金は前金で交付されており、補助事業完了後の収支決算で余剰金が生じたが、精算せずに次年度会計へ繰り越していたため、本監査の指摘により返還した。

第4 まとめ

今回、監査の対象とした補助事業については、おおむね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が見受けられた。

三条市社会福祉協議会補助金においては、補助金の交付申請手続で条例に規定する理由書の添付がないまま提出し、所管課はこれをそのまま受理していた。このことは、対象団体が条例の規定を十分認識していないこと、また、所管課においても提出書類をチェックする体制がなかったことが原因である。対象団体は、本市に補助金の申請を行う際には、条例の規定を遵守し、理由書を添えて、申請書を提出すること。所管課は、補助金の交付申請書を受理する際は、必要な書類が漏らさず添付されているか十分に確認することが必要である。

少子高齢化、人口減少の進展に伴う社会動態の変化や地域のつながりの希薄化など対象団体の役割はますます重要になっている。こうした中、「これからの地域福祉推進のための社協事業及び運営体制見直し計画」を策定し、現在、権利擁護事業の拡充と創設など主要事業の見直しを行い、効果的な事務事業の実施に努めるとともに、財政運営の適正化や効率的な組織体制の構築に着手しており、本補助金の有効活用を望むものである。

下田郷魅力発信協議会補助金においては、着地型観光プログラムの企画・運営及び効果的な情報発信により、下田地域の観光振興と地域活性化が図られているが、事務

処理において、補助金交付申請書等の記載誤り、領収書控のつづり忘れがあった。また、補助金を前金で受け、補助事業完了後の収支決算で余剰金が生じたが、精算せずに次年度会計に繰り越していたため、本監査の指摘により返還した。

なお、平成31年度からは、アウトドアやアクティビティなどを加えた、より効果的で実効性のある新たな組織を設立するため、下田郷魅力発信協議会は、今年度で発展的解消となるが、新しく設立される組織が、今まで築いてきた知識や経験をいかしながら企画・運営を行い、より効果的な情報発信が図られることを望むものである。

以上のことから、所管課においては、改善を要する部分について速やかに検討をするとともに、対象団体に対する指導・助言を含め、適切な事務事業の執行に努められたい。

また、対象団体においては、対象事業の遂行のため御尽力いただいていることに敬意を表するとともに、一層の福祉サービスの向上と地域福祉の充実及び下田地域への交流人口の拡大と地域活性化に向けた取組を推進されるよう期待するものである。